

## 全国労働衛生週間のスローガンの募集について

### 全国労働衛生週間のスローガンの募集について

多くの方に「労働衛生」についての意識を深めていただくために、毎年10月に行われている全国労働衛生週間のスローガンを募集します。

#### 全国労働衛生週間とは

全国労働衛生週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年で75回を迎えます。

毎年、10月1日から10月7日までを本週間として実施しています。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間としています。

### スローガン募集

今年度で75回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを(以下のとおり業務上疾病の発生を未然防止するための取組等も含む)募集いたします。

- ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や医師の面接指導等の実施のみならず、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ・ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組等メンタルヘルス対策の推進
- ・労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり(健康や体力の状況を客観的に把握することや身体機能の維持向上への取り組み)の推進
- ・第三次産業(社会福祉施設等)及び陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の取組の推進
- ・化学物質の危険性・有害性情報の伝達のためのラベル表示及びSDS(安全データシート)交付の促進、危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理の推進
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を通じた事業場における治療と仕事の両立支援の推進

本年度のスローガンについては、上記の状況も参考にいただき、ご応募くださいますようお願いいたします。なお、採用されたスローガンは、「全国労働衛生週間」期間中にポスター、垂れ幕等で本週間の推進のために活用いたします。

### 募集内容

#### 1 応募資格

どなたでも応募できます。

#### 2 作品内容

労働衛生意識の高揚と事業場の自主的労働衛生活動の促進を図る内容のもの。

#### 3 応募方法

電子メール、はがきで次の宛先へお送り下さい。

作品は自作未発表のものに限ります。

- ・電子メールによる場合

[eiseishukan@mhlw.go.jp](mailto:eiseishukan@mhlw.go.jp)

- ・はがきによる場合

郵便番号 100-8916

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 業務第二係

#### 4 募集期間

令和6年4月1日から4月30日まで(当日消印有効)

※1ヶ月の募集

## 5 発表方法

採用者に通知するほか、広報誌等で発表します。

## 6 その他

- (1) 応募作品は、未発表で自作のものに限ります。なお、応募作品の著作権は主唱者に帰属します。また、記載された個人情報については、スローガン募集の目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。
- (2) 応募作品は、電子メール、はがきともに、1通につき1点とします。  
[1] 作者名 [2] 連絡先(住所、電話番号)[3]勤務先又は学校名[4] スローガンの趣旨、補足説明等(あれば)を明記してください。
- (3) 採用作品については、一部修正して使用することもあります。
- (4) 過去3年間のスローガン  
令和5年度「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」  
令和4年度「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」  
令和3年度「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」(主スローガン)  
「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」(副スローガン)  
※令和2年度以前のスローガンは、[「参考 過去の全国労働衛生週間スローガン\(第1回～第74回\)」](#) [132KB]をご覧ください。

## 7 問合せ先

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 業務第二係  
電話 03-5253-1111(内線5498)

# 第75回全国労働衛生週間スローガン募集要項

## 1 趣旨

例年、事業場における自主的労働衛生活動の促進を図るため、10月1日から10月7日まで全国労働衛生週間を展開している。  
今年度で75回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを(以下のとおり業務上疾病の発生を未然防止するための取組等も含む)募集する。

- 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や医師の面接指導等の実施のみならず、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組等メンタルヘルス対策の推進
- 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり(健康や体力の状況を客観的に把握することや身体機能の維持向上への取り組み)の推進
- 第三次産業(社会福祉施設等)及び陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の取組の推進
- 化学物質の危険性・有害性情報の伝達のためのラベル表示及びSDS(安全データシート)交付の促進、危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理の推進
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を通じた事業場における治療と仕事の両立支援の推進

## 2 募集範囲

特に定めのないものとし、ホームページ等を通じ広く募集する。

## 3 募集方法

[別添応募用紙](#) [61KB]の様式の他、電子メール及びはがきによるものも受け付ける。

## 4 提出先

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 業務第二係宛て

## 5 募集期間

令和6年4月1日から4月30日 予定※1ヶ月間

## 6 選考

厚生労働省において選考し、入選作1編を決定する。  
ただし、採用作品については、一部修正して使用することもある。

## 7 使用目的

第75回全国労働衛生週間の実施に当たって、各種広報活動、週間行事の実施等に際して活用し、提供された個人情報を含めそれ以外の目的では使用しない。なお、採用された場合、応募者の氏名・都道府県を併せて使用する。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.